

特定非営利活動法人おれんじはあと 身体拘束等の適正化のための指針

1章 総則

1. 基本理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた認識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2. 本指針について

1) 策定と変更

本指針は身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（以下、委員会）によって作成されるものである。関連法規の変更等に基づいて、適宜変更を行う。変更は委員会の議を経る必要がある。

2) 職員への周知と遵守の徹底

- ①委員会は、現場職員が身体拘束等を行わなければならない場合に、適切な対応が実施できるよう指導する。
- ②委員会は、身体拘束等の適正化のための研修において、適切な情報提供する。

2章 委員会等

3. 委員会の構成

- 1) 理事長
- 2) 理事
- 3) 各事業所管理者
- 4) 事務局, その他必要と認められるもの

4. 委員会の業務

- 1) 年1回の定期会議（概ね6月）を開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。
- 2) 身体拘束の必要性について検討する
- 3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討して答申する。
- 4) 改善策の実施状況を調査し、必要に応じて見直しをする。

3章 従業者に対する研修・訓練

5. 研修の実施

- 1) 研修虐待防止研修と同時開催とし、年2回程度(6月, 1月を目安に)開催する。また、必要に応じて臨時の研修を行う。学会、施設外研修を施設内研修に代えることも可とする。
- 2) 研修の結果は研修記録として保存する。

4章 緊急時やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件等

6. 要件

1) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2) 非代替制

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束等を行う場合は全てを満たす必要がある。

7. 手続き

1) 組織による決定と個別支援計画への記載

委員会を招集し組織による決定を行い、個別支援計画に身体拘束の様態および時間、緊急やむを得ない理由を記載する。なお、最終的な決定においては原則個別支援会議を開催し、計画相談支援事業者、その他関連機関の意見を聞くこと。

2) 本人・家族への十分な説明

上記個別支援計画に基づき、十分な説明を行ったうえで利用者本人や家族に了承を得ること。

3) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合は、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

5章 情報公開

8. 指針の閲覧

本指針は各事業所に保管し、自由に閲覧が可能である。

令和5年6月15日 最終更新

参考 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室：
障害福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き、令和2年10月